

特別養子離縁届

家庭裁判所の審判により、特別養子縁組にて創設した親子関係を消滅させるための届出です。

根拠法令	戸籍法第73条、民法第817条の10
届出期間	判定確定の日から10日以内
届出地	養親又は養子の本籍地、届出人の住所地、所在地(居所や一時滞在地)
届出人	審判を請求した特別養子または実父母
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：特別養子離縁届記入例は下記をご覧ください。※戸籍全部事項証明書54の添付は不要となりました。・家庭裁判所の審判書謄本及び確定証明書・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	離縁の際に称していた氏を称する届（戸籍法73条の2の届）：離縁後に縁組中の氏を称する場合（縁組前の氏に戻らない場合）、別途届出
教示	特別養子離縁届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

特別養子離縁届

令和6年2月26届出
 ※届出日を記入してください
 埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日						
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知		

(よみかた)	養 子		
	ここの 氏 甲野	きょうこ 名 京子	
氏 名			
生 年 月 日	昭和・平成 10年 11月 5日		
住 所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1号 (方書・マンション名)		
	世帯主 の氏名	かすかべ いちろう 粕壁 一郎	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2 番地		
	筆頭者 の氏名	甲野 太郎	
審 判 確 定 の 年 月 日	令和 5年 12月 20日		
縁 組 前 の 本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1		
	筆頭者 の氏名	粕壁 一郎	
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	父	粕壁 一郎	続 き 柄 □ 男 二 ☑ 女
	母	彩子	
離 縁 後 の 本 籍	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない		
	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1	筆頭者 の氏名	粕壁 一郎

※持参するもの 印鑑、本人確認ができるもの
 ※審判書謄本及び確定証明書を持参してください。

連絡先	電話	048(736)1111
	自宅	携帯・勤務先・呼出

特別養子離縁届 (右側)

		養 親			
(よみかた)		この たろう		この はなこ	
氏 名		養父 氏	名	養母 氏	名
氏 名		甲野	太郎	甲野	花子
生 年 月 日		昭和 51年 1月 22日		昭和 53年 10月 10日	
住 所		埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番 号			
(住民登録をしているところ)		世帯主の氏名 甲野 太郎			
本 籍		埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番			
(外国人のときは国籍だけを書いてください)		甲野 太郎			
そ の 他					
届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養子				
	住 所	埼玉県春日部市金崎 839 (番地) 1 号			
	本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 (番地) 1 番 筆頭者の氏名 粕壁 一郎			
	署 名	粕壁 一郎 印 昭和 49年 6月 23日			